

# 建設工事等にかかる四日市市の発注基準の

## 主な改正内容について

(令和8年4月1日施行分)

### (1) 現場代理人に求める資格要件の見直しについて

建築一式工事における現場代理人に求める資格要件を緩和し、「主任技術者要件を満たす者」に加えて、「実務経験を有する者」も可とする。

### (2) 建築一式工事における発注金額区分の見直しについて

B・Cランク業者への発注対象工事が少ない状況を緩和するため、建築一式工事における発注金額区分について、以下のとおり見直しを行う。

ランク	発注金額 (設計金額)		発注金額 (設計金額)
A	<u>5,000万円</u> 以上		<u>1億円</u> 以上
A・B	<u>1,000万円</u> 以上		<u>5,000万円</u> 以上
	<u>5,000万円</u> 未満		<u>1億円</u> 未満
B・C	<u>1,000万円</u> 未満		<u>5,000万円</u> 未満